3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											
15	不動産取得等事業向け											
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄からル欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、ＣＣＦ（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b　内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c　項番１「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

d　項番２「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e　項番３「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f　項番４「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。